

新発田市物品供給契約約款

(総則)

第1条 新発田市（以下「発注者」という。）及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の物品を納入期限内に納入し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 納入を完了するための一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も、同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を所管する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続き及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者が協議して、定めるものとする。

（材料の品質）

第5条 受注者は、仕様書等に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

（契約代金に含むもの）

第6条 契約代金は、こん包、運送及び据付に要する費用を含むものとする。

（仕様書等の疑義）

第7条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には、遅延なく発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定により指示を求められたときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。

3 発注者は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、第10条の規定により仕様書等を変更し、契約書の内容を変更することができる。

（納入期限の延長）

第8条 受注者は、受注者の責めに帰することができない事由により納入期限までに納入を完了できないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を申請することができる。

2 発注者は、前項の申請があつたときは、その事實を審査し、受注者の責めに帰することができない事由があると認められるときは、発注者と受注者が協議して納入期限の延長日数を定めるものとする。この場合、第10条の規定により契約書の内容を変更するものとする。

（契約の履行に係る受注者の提案）

第9条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替物品、代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項の規定による受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、次条の規定により、この契約の内容を変更しなければならない。

（契約の変更）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約代金額、納入期限その他の契約書の内容を変更することができる。

2 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、納入期限、納入場所その他契約書の内容の変更を受注者に通知して、契約書を変更することができる。

3 前2項の規定による契約書の内容の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内（契約代金額の変更に係る協議にあつては、当該協議の開始の日から21日以内）に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約書に定める内容を変更し、受注者の通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から7日以内に発注者が当該協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（1）第1項の規定による契約書の内容の変更

同項の規定により仕様書等の変更の通知を受けた日

（2）第2項の規定による契約書の内容の変更

同項の規定により契約書の内容の変更の通知を受けた日

（賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更）

第11条 特別な要因により納入期限までに主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、契約代金額の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別の事情により、納入期限までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を請求することができる。

3 前2項の規定による請求があつた場合において、当該契約代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金額を変更し、受注者に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、発注者が第1項又は第2項の請求を行つた日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、当該協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（中間検査）

第12条 受注者は、物品の品質等に關し、発注者が必要と認めるときは、引渡しの前に発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の検査（以下「中間検査」という。）を実施する場合において、必要があると認めるときは、物品を分解し、破壊し、又は試験することができる。

3 受注者は、中間検査に立ち会わなければならない。

4 受注者は、正当な理由がなく中間検査に立ち会わなかつた場合は、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。

5 中間検査の実施の期日及び場所は、発注者と受注者が協議して定める。

6 受注者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

7 中間検査に直接必要な費用（物品の破壊等による損失を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、この限りでない。

（納入）

第13条 受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書を持参し、物品を一括して発注者に引き渡さな

ければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者が必要があると認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、物品を分割して発注者に引き渡すことができる。

3 受注者は、いったん発注者に引き渡した物品を、発注者の承諾を得ないで持ち出しができない。

（受領検査）

第14条 発注者は、前条の規定により物品の引渡しを受けたときには、その日から起算して10日以内に検査するものとする。

2 受注者は、発注者から要求のあった場合には、前項に規定による検査（以下「受領検査」という。）の結果、不合格となった物品を遅延なく納入場所から引き取らなければならない。

3 発注者は、前項の要求にかかわらず、受注者が物品を引き取らない場合は、当該物品の保管の責めを負わず、及び受注者の費用をもって、当該物品を返送し、若しくは供託し、又は当該物品を売却してその代価を保管し、若しくは供託することができる。

4 受領検査については、第12条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

（再検査）

第15条 受注者は、受領検査の結果、物品が不合格となつた場合は、発注者の指示するところに従い、当該物品について数量の追加、異常品の補修又は代品による補充を行い、発注者の再検査を受けなければならない。

2 前項の検査については、前条の規定を準用する。

（所有権の移転）

第16条 物品の所有権は、発注者が受領検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって発注者に移転するものとする。

（所有権移転前の物品に対する損害の負担）

第17条 所有権移転前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由により生じたものは、この限りでない。

（値引き受領）

第18条 発注者は、受領検査において不合格となった物品のうち、仕様書等との相違が軽微で、かつ、使用上支障のない物品を、受領検査に合格したものとみなして、契約代金から相当分を値引きして受領することができる。

2 前項の規定により物品を値引きして受領する場合には、第10条の規定により契約書を変更するものとする。

（契約代金の支払い）

第19条 契約代金は、物品の全部について、受領検査に合格した後、受注者の請求によって支払うものとする。

2 契約代金の支払い期限は、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日とする。

3 前2項の規定は、発注者が物品の分割納入を認め、当該分割分の契約代金相当額を支払うこととされている場合に準用する。

4 発注者がその責めに帰すべき理由により第14条第1項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第20条 発注者は、第16条の規定による所有権移転の日から1年間、受注者に対して、納入した物品に種類、品質又は数量に關して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、通知をもって、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者は同項の規定による履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、追完請求の期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

4 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

5 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

6 発注者は、物品が第1項の契約不適合により滅失し、又は毀損したときは、第1項又は第3項に定める期間内で、かつ、発注者がその滅失又は毀損の事実を知った日から6箇月以内に第1項の権利を行使するものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第21条 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限(第13条第2項に基づき分割して納入を認めた物品においては当該分割納入物品に係る納入期限)までに物品を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数1日につき契約代金額(第18条の規定に基づき引きしたときは、値引き後の金額)から既納分に相応する契約代金額を控除した額の千分の1に相当する額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第19条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

(1) 納入期限(第13条第2項の規定により分割して納入を認めた物品においては当該分割納入物品に係る納入期限)までに納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みが明らかにないと認められるとき。

(2) この契約の履行につき不正な行為があつたとき。

(3) この契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(4) 正当な理由なく、第20条第1項に規定する履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) 第2条の規定に違反して、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の契約の一部の履行が不能である場合又は受注者がその契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に契約の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその期間を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達することができないとき。

(6) 第25条第1項の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をい

う。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第22条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(前条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、新発田市契約規則(平成18年新発田市規則第35号)第38条及び第39条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為による解除)

第23条 発注者は、第22条及び第22条の2の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)(以下「排除措置命令等」という。)が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、抗告訴訟が提起されたときを除く。)

(2) 受注者が、公正取引委員会が違反行為があつたとして行った排除措置命令等に対し、独占禁止法第77条の規定により抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は却下の判決が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号。以下「あつせん利得処罰法」という。)第4条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前条第1項第1号及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(受注者の任意解除権)

第24条 発注者は、物品の納入が完了しない間は、第22条、第22条の2及び前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害の賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(受注者の催告による解除権)

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第25条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当す

るときは、この契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定による契約内容の変更により、契約代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者の責めに帰すべき理由により、物品を納入できない状態が相当の期間にわたるとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となつたとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第26条 発注者は、この契約が解除された場合においては、第13条の規定に基づき引渡しを受けた物品がある場合は、検査受領の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金相当額を、第19条の規定により契約代金を支払うものとする。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(損害賠償の予約)

第27条 受注者は、第23条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、契約代金額の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。物品の納入が完了した後も、同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第23条第1項第1号及び第2号のうち、排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合

(2) 第23条第1項第3号のうち、受注者が刑法第198条又はあつせん利得処罰法第4条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償額の金額を超える場合には、超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金の徴収)

第28条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払いの日まで法定率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき法定率で計算した額の遅延金を徴収する。

(概算数量契約)

第29条 契約書記載の物品の数量が、概算数量として契約されている場合(以下この条において「概算数量契約」という。)において、第6条及び第18条中「契約代金」を「契約書記載の単価」に、第10条、第11条、第25条の2及び第27条中「契約代金額」を「概算数量と契約書記載の単価を乗じた金額に消費税相当額を加算した額」に、第21条中「契約代金額」を「単価に確定した数量を乗じた金額に消費税相当額を加算した額」と読み替えて、この規定を準用する。

2 受注者は、当該概算数量契約において、変動する数量が契約書記載の数量よりも大幅に下回ることが明らかな場合、第7条の規定に基づいて、発注者に通知し、指示を受けなければならない。

3 発注者は、変動数量が契約書記載の数量よりも大幅に下回ると予測した場合において、その旨を受注者に通知し、当該概算数量契約の内容について、発注者と受注者が協議して確認をしなければならない。

(疑義の解決)

第30条 この約款に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、解決するものとする。

(補足)

第31条 その約款に定めのない事項については、新発田市契約規則の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。